

安全卫生 新闻

安全衛生ニュース(第28号)

供技能实习生使用
技能実習生向け

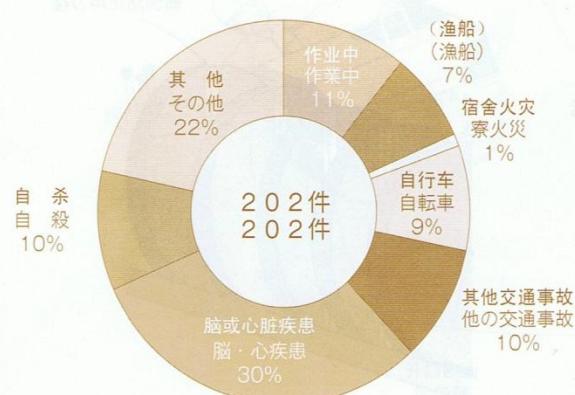
死亡事故增加—心脏疾患死者约占半数

I 关于研修生及技能实习生死亡事故发生状况 (按年度统计)

研修生及技能实习生死亡事故发生状况(按年度统计),如下表及图所示。据2008年度4月至12月这九个月的统计数字显示,因脑或心脏疾患而死亡的人数明显增多。

	92 年度 年	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	总 计 截至12月 12月まで
死亡总数 死亡全体	2	2	3	5	6	5	9	6	13	9	17	11	26	23	21	21	23	202
作业中 作業中	0	0	0	2	0	0	1	1	5	2	3	2	10	4	1	2	4	37
宿舍火灾 寮火災												2						2
(渔船) (漁船)							1		4	1	2	1	4	1			1	15
自行车 自転車											2	1	5	4	4		2	18
其他交通事故 他の交通事故			2	2	1	1		1	2	1	3		1	3		2	1	20
脑或心脏疾患 脳・心疾患	1	2			3	1	4	2	5	2	4	3	6	5	7	6	10	61
自杀 自殺					1	3	2	1		2	3	2	1	1	2	1	1	20

不同死因的死亡者所占比例
原因別死亡者数



Japan International Training Cooperation Organization

JITCO

发行

财团法人 国际研修协力机构

能力开发部

东京都港区浜松町1-18-16

住友浜松町大楼4楼

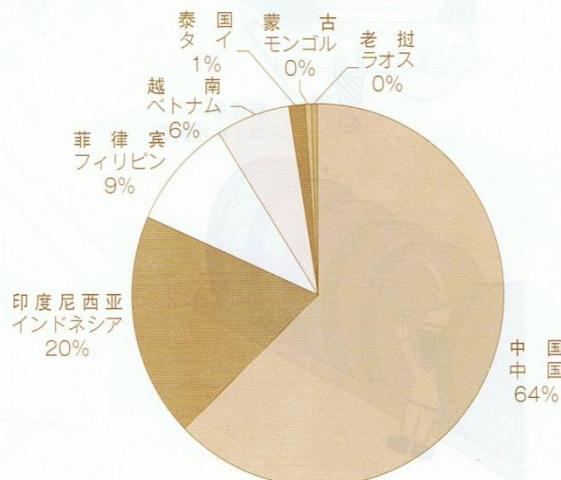
电话: 03 (6430) 1177 (直通)

死亡者增加—心疾患死亡半数近くに

I 研修生及び技能実習生の死亡事故発生状況(年度別計)について

研修生及び技能実習生の死亡事故発生状況(年度別計)は、下記の表及びグラフの通りです。2008年度(2008年4月~12月の9ヶ月間)は、脳・心疾患による死亡の増加が目立ちます。

不同国籍的死亡者所占比例
国籍別死亡者数



另外，2003年3月的安全卫生新闻（第14号）曾报导过，因心绞痛、心肌梗塞等心脏疾患死亡的人数，在发达国家及发展中国家都有所增加。在日本，虽然患心脏疾患的人数呈总体下降趋势，但缺血性心脏疾患导致的死亡者数却有所上升。

而可致缺血性心脏疾患的危险因素是，肥胖、运动不足、吸烟、精神压抑等。

II 关于死亡事故的例子

无起重机挂钩操作资格者违规作业导致死亡事故

事故例 1

在放置冲压加工材料用钢板卷的料场，技能实习生操作额定吊货载荷为2.8吨的桥式起重机要移动钢板卷，为了吊起钢板卷，事先要将挂钩用钢丝绳穿过钢板卷的卷心，当时，因其他的钢板卷离要吊的钢板卷过于接近而无法穿绳，所以该实习生将杠杆伸入要吊钢板卷与其他钢板卷之间以加宽二者的间距。突然，钢板卷向实习生倾倒，他虽然立刻试图将钢板卷支住但因钢板卷过重（约1吨）而未能成功，结果被倾倒的钢板卷压死。这名遇难的技能实习生，是在工长等刚刚离开作业现场后单独进行上述作业的。

另外，该遇难技能实习生不具备起重机吊货时给货物栓吊绳作业（挂钩业务）所必要的资格。

根据规定，只有拥有必要资格的人员，才能从事挂钩作业。

相应措施与注意事项

- 1 给每卷钢板卷都设一根用于防止倾倒的柱子。
- 2 对于额定吊货载荷不低于1吨的起重机，从事挂钩业务的人员，必须拥有结业于该业务的技能讲习班等资格。
- 3 彻底贯彻根据工长等负责人的指示才能进行作业的方针，杜绝让工人单独作业的现象。



采取措施后
对策後



クレーン玉掛け無資格作業で死亡

災害事例 1

プレス加工の材料であるコイル状鋼板の置場において、技能実習生は、吊り上げ荷重2.8トンの天井クレーンを使ってコイル状鋼板を移動させようとした際、つり荷であるコイル状鋼板をつるためワイヤーをコイル状鋼板に通そうとしたところ、他のコイル状鋼板が近接していて通せなかつたので、隙間を作ろうとしてパールを目的のコイル状鋼板と他のコイル状鋼板の間に入れて広げようとしました。その時、コイル状鋼板が傾いて自分の方へ倒れできました。そこでとっさに支えようとしたが重くて（約1トン）支えきれず、その下敷きになり死亡したものです。

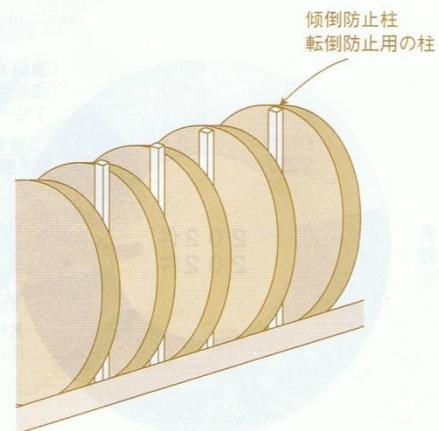
被災した技能実習生は、職長等が現場を離れたわずかな時間に単独で上記の作業をしていました。

また、被災した技能実習生は、クレーンでつるるために、つり荷にワイヤーを掛ける業務（玉掛けの業務）に必要な資格を有していました。

玉掛けの業務は、必要な資格を有する者のみ作業することができます。

対策と留意事項

- 1 コイル状鋼板の転倒防止用の柱をコイル状鋼板毎に設置すること。
- 2 つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛けの業務については、当該業務についての技能講習を修了する等の資格を有する者にさせること。
- 3 職長等の指示のもとでの作業を徹底し、単独作業はさせないこと。



七百公斤重手动操作式压路机致人死亡

700kgのハンドガイドローラーの 下敷きになり死亡

事故例 2

在建筑工地，技能实习生向后牵引着可边走边操作的自行式压路机（自重为700公斤的手动操作式压路机）实施房间地基压实作业时，被台阶绊倒，跌落于附近的开口断面，而仍处于自行状态的压路机也随之从技能实习生上方落下将其砸死。

遇难的技能实习生，是在工长离事发现场不远处操作工程机械时，单独开始进行上述作业的。

另外，遇难的技能实习生没有接受过有关压路机（填压用机械）操作业务的特别教育。期规定，从事压路机（填压用机械）操作业务的人员，应事先接受相关特别教育。

相应措施与注意事项

- 1 操作压路机，要采用适合现场状况的安全方法，做好事先准备工作，尽量取消掉台阶及开口断面。
- 2 操作压路机的人员，事先要接受有关压路机操作的特别教育。
- 3 操作人员必须在工长等做出指示后才能实施作业，禁止让操作人员单独作业。
- 4 根据必要，给压路机装配只有在操作人员手扶操作时才可自行的安全装置。

災害事例2

建築工事現場において、技能実習生は、運転者は歩きながら操作する方式の自走式ローラー（自重700kgのハンドガイドローラー）を後ろ向きに引っ張って土間下地の軋圧作業を行っていた際、段差のところで転倒し、附近の開口部に転落しました。ローラーはそのまま自走し、技能実習生の上に落下し、技能実習生はその下敷きとなり死亡しました。

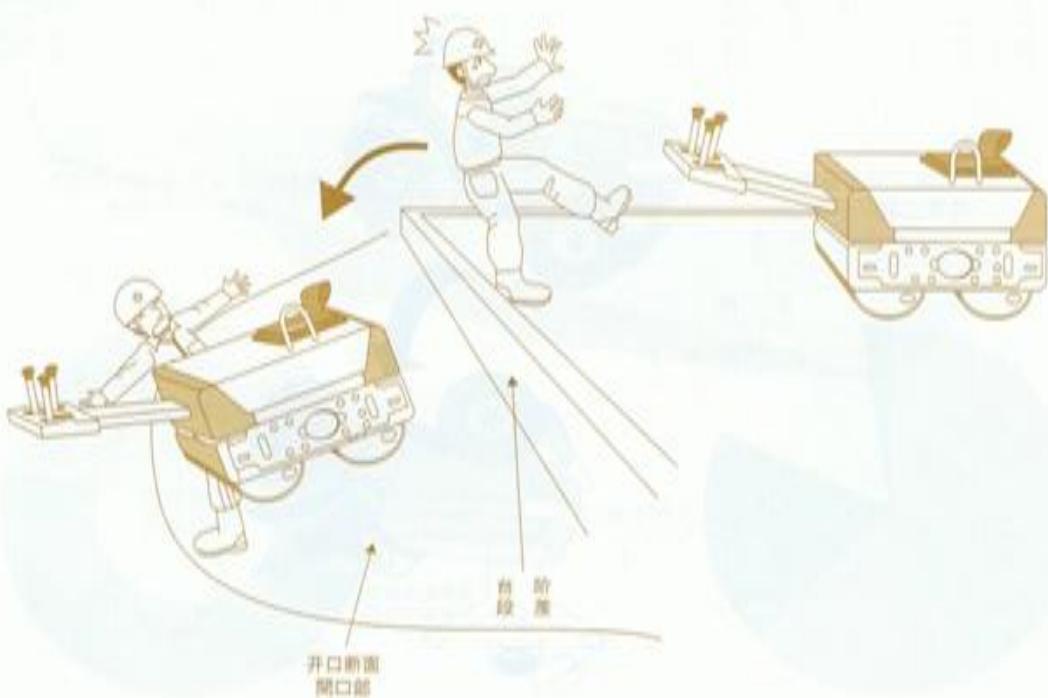
被災した技術実習生は、職長が同現場内の少し離れたところで建設用機械の運転をしているときに、上記作業を単独で開始しました。

また、被災した技術実習生は、ローラー（締固め用機械）の運転の業務について特別教育を受けていませんでした。

ローラー（締固め用機械）の運転の業務は事前に特別教育を受ける必要があります。

対策と留意事項

- 1 ローラーの運転は、現場の状況に応じた安全な方法を探り、段差や開口部などをできる限りなくすなど事前準備をすること。
- 2 ローラーの運転をさせるときは、ローラーの運転についての特別教育を行うこと。
- 3 職長等の指示のもとでの作業を徹底し、単独作業はさせないこと。
- 4 ローラーに、必要に応じて、手で持っている時に附いて自走するような安全装置を装備すること。



农用拖拉机砸人致死—从事农业的人员也应该加入工伤保险

事故例 3

一名技能实习生驾驶作业用农用拖拉机赴 8 公里外农田的途中，通过河堤时，拖拉机翻下堤坝，该技能实习生被所驾拖拉机砸死。

前往农田，可不通过河堤而利用其他农用道路等，虽然路程稍远，但不会发生拖拉机翻落的危险。

该名技能实习生为了掌握拖拉机驾驶技术，出事前曾数次在农田等处驾驶过拖拉机，但未接受过有关拖拉机的危险性及使用方法等详细的安全教育，而且，在不持有公路上驾驶拖拉机执照的情况下，进行了上述操作业务。

相应措施与注意事项

- 如果让技能实习生操作农用拖拉机，作为雇用时等的培训教育的一个环节，必须充分实施有关所用机械危险性、使用方法等内容的教育。
- 在公路上驾驶农用拖拉机，需持有小型特殊驾驶执照（根据必要，需持有大型特殊驾驶执照），因此，操作者必须考取所需驾驶执照后，才能在公路上驾驶拖拉机。
- 使用农用拖拉机时，必须采取避开有翻落、翻倒危险之处等措施。
- 个体农业经营者如果雇工（含技能实习生）不足五名，虽然不被强制性要求加入劳动保险（工伤保险及雇用保险），但《劳动基准法》规定了灾害补偿义务，因此，如果未加入工伤保险而出现因工伤当场死亡事故时，雇主必须单独负责灾害补偿，所以，建议雇主加入工伤保险。

農業用トラクターの下敷きとなり 死亡—農業でも労災保険加入を

災害事例 3

作業で使用する農業用トラクターに技能実習生が 1 人で搭乗して、8 キロメートル先の畑に向かう途中、河川の堤防上を通った際、トラクターが堤防上から転落し、搭乗していた技能実習生はトラクターの下敷きになり死亡しました。

なお、畑に向かうには、堤防を通らずに他の農道等をすれば若干遠回りになるもの可能で、そこは転落の危険はありません。

当該技能実習生は、トラクターの運転を覚えたいと希望して以前から何回か畑などで運転していたものの、トラクターの危険性、取り扱い方法等について十分な安全教育を受けないまま、また、公道で運転する免許を有しないまま上記の運転業務を行っていました。

対策と留意事項

- 技能実習生に農業用トラクターを使用させる場合は、雇入れ時等の教育の一環として当該機械の危険性、取り扱い方法等を十分教育すること。
- 農業用トラクターを公道で運転させる場合は小型特殊免許（場合によっては大型特殊免許）が必要であるので、当該免許を取得のうえ、公道での運転をさせること。
- 農業用トラクターを運転させる場合は、転落、転倒等の危険のあるところは避ける等の措置を講ずること。
- なお、個人経営の農業で労働者（技能実習生を含む）5 人未満の場合は、労働保険（労災保険及び雇用保険）は任意加入であるが、労働基準法上の災害補償義務はあるため、労災保険に未加入のまま労働災害で即死した場合、事業主が単独で災害補償を行うことになるので労災保険に加入すること。

